

●香川県告示第214号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び土庄町建設課において平成30年8月3日から同月23日まで公衆の縦覧に供する。

平成30年8月3日

香川県知事 浜田 恵造

1 出願年月日

平成30年6月29日

2 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

高松市番町4丁目1番10号

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡土庄町伊喜末字新開西1464番3、1464番2、1463番2、1463番3及び1460番に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成30年の春分の満潮位（D. L. +2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	三等三角点宮崎（北緯34度30分18.6296秒、東経134度09分23.2407秒。以下「基点」という。）から60度36分03秒、511.15メートルの地点
②の地点	①の地点から21度06分47秒、10.86メートルの地点
③の地点	②の地点から157度56分33秒、43.07メートルの地点
④の地点	③の地点から266度14分07秒、4.80メートルの地点
⑤の地点	④の地点から173度58分00秒、1.11メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から268度20分39秒、2.59メートルの地点

(3) 面積

282.16平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

小豆郡土庄町伊喜末字新開西1464番3、1464番2、1463番2、1463番3及び1460番に接する無番地地内並びに同町伊喜末字新開西1464番3、1464番2、1463番2、1463番3及び1460番に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から58度58分46秒、509.61メートルの地点
Bの地点	Aの地点から58度22分45秒、88.88メートルの地点
Cの地点	Bの地点から89度04分38秒、28.44メートルの地点

Dの地点	Cの地点から148度32分00秒、48.34メートルの地点
Eの地点	Dの地点から216度45分05秒、81.82メートルの地点
Fの地点	Eの地点から278度29分38秒、60.48メートルの地点

(3) 面積

8,910.24平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地